



佐賀県公報

平成17年
5月9日
(月曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

(八〇・税 務 課 一)

公布された規則のあらまし

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八〇号)

- 1 県税に係る電子収納が導入されたこと、佐賀県産業廃棄物税条例が施行されたこと等に伴い、様式について所要の改正を行うこととした。(様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第十四号その三	納税通知書兼領収証書(個人事業税)	法第十三条第一項
-----------	-------------------	----------

を

様式第十四号その三	納税通知書兼領収証書(個人事業税)	法第十三条第一項
様式第十四号その四	第二期分のお知らせ兼領収証書(個人事業税)	法第十三条第一項

に、

様式第一百一号その一	納付(納入)書	法第一条第一項第八号及び第九号
------------	---------	-----------------

を

様式第一百一号その一	納付(納入)書	法第一条第一項第八号及び第九号
様式第一百一号その二	納付書兼領収証書	法第一条第一項第八号及び第九号

に改める。

様式第十四号その一を次のように改める。

様式第14号その1

(表)

7 佐賀県 個人事業税 納入領収済通知書 公

通称払込料金 加入者負担



口座番号	加入者名	税額	円
納付期間	納付番号	納付区分	円
納期限	年 月 日 期別	納付番号	円

3 3

延滞金額	合計税額	納税年度	年 度
円	円	年 月 日 印	年 月 日 印

(注) ①コードが付いたのは、ひきかえをしようとする場合は、納付できません。

佐賀県 個人事業税 払込金受領証 (金融機関用) 公

通称払込料金 加入者負担



加入者名	口座番号	税額	円
延滞金額	延滞金額	合計金額	円
納付者氏名	納付番号	納税年度	年 度
	納期限	年 月 日	年 月 日

納付番号	納税年度	納期限	年 月 日
延滞金額	合計金額	納付者氏名	

佐賀県 個人事業税

納税通知書兼領収証書 公

公

納付番号	納税年度	納期限	年 月 日
延滞金額	合計金額	納付者氏名	

延滞金額	合計金額	納付者氏名	
納税年度	納期限	年 月 日	年 月 日

地方税法第72条の2及び佐賀県税条例第47条の規定により、上記のとおり課税しましたので、納期限までに票面に記載の納付場所へ納付してください。

年 月 日 県税事務所長 印

納付番号	納税年度	納期限	年 月 日
延滞金額	合計金額	納付者氏名	

上記のとおり領収しました。

収入印紙不要

収入印紙 納付済

<p>1 納付場所</p> <p>(1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○佐賀銀行 ○みずほ銀行 ○西日本シティ銀行 ○郵便局 <p>(2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡銀行 ○湘和銀行 ○中央三井信託銀行 ○佐賀信用金庫 ○伊万里信用金庫 ○佐賀西信用組合 ○農業協同組合 ○漁業協同組合 ○佐賀県信用漁業協同組合連合会 ○佐賀県信用漁業協同組合連合会 ○各県税事務所 ○佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所) <p>インターネット及びPay-easy対応のATMからも納付することができます。詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	<p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されなかったため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されなかったときは、滞納処分を受けさせていただきます。</p> <p>課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることが出来ます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6個月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
---	--	--

様式第十四号その三を次のように改める。

様式第十四号その3

(表)

<p>77 佐賀県 個人事業税 納入領収済通知書 公</p> <p style="text-align: right;">通称払込控 加入者負担</p> <p style="text-align: right;"> Agency</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;">税額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>納付期間 番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td>納付番号</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>期別</td> <td>延滞</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">33</p>	口座番号	加入者名	税額	円	納付期間 番号	納付番号	納付区分	納付番号	納期限	年 月 日	期別	延滞	<p>佐賀県 個人事業税 納税通知書兼領収証書 公</p> <p style="text-align: right;">通称払込控 加入者負担</p> <p style="text-align: right;"> Agency</p> <p>払込金受領証 (金融機関控)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 15%;">税額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>合計額</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付者氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">納付番号</td> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>期別</td> <td>延滞</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	税額	円	延滞金額	合計額	円	円	納付者氏名				納付番号	延滞金額	合計額	円	納期限	年 月 日	期別	延滞	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納付番号</td> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>期別</td> <td>延滞</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納付番号</td> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>期別</td> <td>延滞</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">様</p> <p>年分所得税の修正申告、更正等による個人事業税の額内額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">課税年度</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>延滞</td> <td>延滞金額</td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>今年度実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">課税年度</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>延滞</td> <td>延滞金額</td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>既に納付の滞りした額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">課税年度</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>延滞</td> <td>延滞金額</td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>地方税法第72条の2及び佐賀県税条例第47条の規定により上記の上記滞り額を以て、納期限までに裏面に記載の納付場所へ納めさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 県税事務所長印</p> <p style="text-align: center;">(裏面もご覧ください)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">収入印紙不要</p>	納付番号	延滞金額	合計額	円	納期限	年 月 日	期別	延滞	納付番号	延滞金額	合計額	円	納期限	年 月 日	期別	延滞	課税年度	年度	延滞金額	合計額	円	期別	延滞	延滞金額	合計額	円	課税年度	年度	延滞金額	合計額	円	期別	延滞	延滞金額	合計額	円	課税年度	年度	延滞金額	合計額	円	期別	延滞	延滞金額	合計額	円
口座番号	加入者名	税額	円																																																																													
納付期間 番号	納付番号	納付区分	納付番号																																																																													
納期限	年 月 日	期別	延滞																																																																													
加入者名	口座番号	税額	円																																																																													
延滞金額	合計額	円	円																																																																													
納付者氏名																																																																																
納付番号	延滞金額	合計額	円																																																																													
納期限	年 月 日	期別	延滞																																																																													
納付番号	延滞金額	合計額	円																																																																													
納期限	年 月 日	期別	延滞																																																																													
納付番号	延滞金額	合計額	円																																																																													
納期限	年 月 日	期別	延滞																																																																													
課税年度	年度	延滞金額	合計額	円																																																																												
期別	延滞	延滞金額	合計額	円																																																																												
課税年度	年度	延滞金額	合計額	円																																																																												
期別	延滞	延滞金額	合計額	円																																																																												
課税年度	年度	延滞金額	合計額	円																																																																												
期別	延滞	延滞金額	合計額	円																																																																												


<p>1 納付場所</p> <p>(1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○佐賀銀行 ○みずほ銀行 ○西日本シティ銀行 ○郵便局 <p>(2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡銀行 ○湘和銀行 ○中央三井信託銀行 ○佐賀信用金庫 ○伊万里信用金庫 ○佐賀西信用組合 ○農業協同組合 ○漁業協同組合 ○佐賀県信用漁業協同組合連合会 ○佐賀県信用漁業協同組合連合会 ○各県税事務所 ○佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所) <p>インターネット及びPay-easy対応のATMからも納付することができます。詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	<p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されなかったため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されなかったときは、滞納処分を受けます。</p> <p>課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることが出来ます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
---	---	--

様式第十四号その三の次に次の一様式を加える。


様式第十四号その4

(表)

7 7 佐賀県 個人事業税 納入領収済通知書 **公**


福岡県納付金 加入者負担


口座番号	加入者名	税額	円
収納地番	納付番号	納付区分	円
納期限	年 月 日 期別 2期	延滞金額	円
		合計額	円
		納付者氏名	

福岡県納付金 加入者負担


3 3

佐賀県 個人事業税 第2期分のお知らせ 業 領収証書 **公**

福岡県納付金 加入者負担


払込金受領証 (金融機関授け)

加入者名	税 額	円	円
口座番号	延滞金額		円
収納地番	合計額		円
納期限	納付者氏名		

納付番号

納付番号	年度	納期限	年 月 日
納付者氏名			

納付者氏名

納付番号	年度	納期限	年 月 日
納付者氏名			

納付者氏名

納付番号	年度	納期限	年 月 日
納付者氏名			

納付者氏名

納付番号	年度	納期限	年 月 日
納付者氏名			

納付者氏名

上記のとおり領収しました。

収入印紙不要

収入印紙不要

(裏面もご覧ください)

年 月 日 県税事務所長印

個人事業税等納付期限のお知らせ
 納期限未で「裏面」に記載の納付場所にて納めてください。

年 月 日
 県税事務所長印

収入印紙不要

(裏)

納付場所

- 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
- 佐賀銀行
- みずほ銀行
- 西日本シティ銀行
- 郵便局
- 佐賀共栄銀行
- 三井住友銀行
- 九州労働金庫

佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等

- 福岡銀行
- 福岡銀行
- 長崎銀行
- 中央三井信託銀行
- 佐賀信用金庫
- 伊万里信用金庫
- 佐賀西信用組合
- 農業協同組合
- 漁業協同組合
- 佐賀県信用農業協同組合連合会
- 佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所)
- 筑邦銀行
- 大川信用金庫
- 唐津信用金庫
- 杵島信用金庫
- 佐賀東信用組合
- 商工組合中央金庫
- 各県税事務所

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

- セブンイレブン
- ファミリーマート
- デイリーヤマザキ
- ローソン
- ポプラ
- ヤマザキデイリーストア

インターネット及びPay-easy対応のATMからも納付することができます。詳しくは、佐賀県のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)を御参照ください。